

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 阿佐間幸手線
- 三 道路の区域

<p>旧新 B</p>	<p>旧 A</p>	<p>旧 新 別</p>
<p>久喜市高柳字溜井二九三五番二 地先から同市高柳字十王二三一 五番二地先まで</p>	<p>久喜市高柳字溜井二九三五番四 地先から同市高柳字十王二三一 五番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇五 三六・六四</p>	<p>六・二〇 六・五二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七一・四</p>	<p>二八九</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>旧Aは久喜市道として引き継ぐ。</p>		<p>備 考</p>